'16.10.13
収受号

事　務　連　絡
平成２８年９月２１日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発０９２１第１号
平成２８年９月２１日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第346号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のⅥに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、本通知は平成28年10月１日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成28年３月４日保医発0304第８号）の別紙１を次のように改正する。

（別紙１）

材料料

M002　支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

１　間接法

イ　メタルコアを用いた場合

(1)　大臼歯　65点

(2)　小臼歯・前歯　40点

ロ　ファイバーポストを用いた場合

(1)　大臼歯　27点

(2)　小臼歯・前歯　15点

２　直接法

イ　ファイバーポストを用いた場合

(1)　大臼歯　27点

(2)　小臼歯・前歯　15点

ロ　その他の場合

(1)　大臼歯　33点

(2)　小臼歯・前歯　21点

（ファイバーポスト）

1本につき　89点

M005　装着

１　歯冠修復物（１個につき）

(1)　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系　１７点

ロ　グラスアイオノマー系　１１点

(2)　歯科用合着・接着材料Ⅱ　１２点

(3)　歯科用合着・接着材料Ⅲ　４点

２　仮着（１歯につき）　４点

３　副子の装着の場合（１歯につき）

(1)　歯科用合着・接着材料Ⅰ

イ　レジン系　１７点

ロ　グラスアイオノマー系　１１点

(2)　歯科用合着・接着材料Ⅱ　１２点

(3)　歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン　４点

M009　充填（１窩洞につき）

１　歯科充填用材料　Ⅰ

(1)　複合レジン系

イ　単純なもの　１１点

ロ　複雑なもの　２９点

注　クリアフィルＣＲインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーＣＳセット、スリーエムレジンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルＣＲインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。

⑵　グラスアイオノマー系
イ　単純なもの　10点
ロ　複雑なもの　26点
2　歯科充填用材料　Ⅱ
⑴　複合レジン系
イ　単純なもの　4点
ロ　複雑なもの　11点
注　ＳＲ－イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の特定保険医療材料はロにより、インレー修復の複雑なものを行った場合の特定保険医療材料はイ及びロを合算し算定する。
⑵　グラスアイオノマー系
イ　単純なもの　4点
ロ　複雑なもの　10点
3　歯科充填用材料　Ⅲ　2点
M010　金属歯冠修復（１個につき）
1　14カラット金合金
⑴　インレー
複雑なもの　626点
⑵　４分の３冠　782点
2　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　145点
b　複雑なもの　268点
ロ　５分の４冠　337点
ハ　全部金属冠　425点
⑵　小臼歯・前歯
イ　インレー
a　単純なもの　99点
b　複雑なもの　196点
ロ　４分の３冠　242点
ハ　５分の４冠　242点
ニ　全部金属冠　304点
3　鋳造用ニッケルクロム合金
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　4点
b　複雑なもの　4点
ロ　５分の４冠　8点
ハ　全部金属冠　10点
⑵　小臼歯・前歯
イ　インレー
a　単純なもの　4点
b　複雑なもの　4点
ロ　４分の３冠　6点

ハ　５分の４冠　6点
ニ　全部金属冠　8点
4　銀合金
⑴　大臼歯
イ　インレー
a　単純なもの　17点
b　複雑なもの　30点
ロ　５分の４冠　38点
ハ　全部金属冠　47点
⑵　小臼歯・前歯・乳歯
イ　インレー
a　単純なもの　11点
b　複雑なもの　22点
ロ　４分の３冠（乳歯を除く。）　27点
ハ　５分の４冠（乳歯を除く。）　27点
ニ　全部金属冠　35点

M011　レジン前装金属冠（１歯につき）
1　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　378点
2　鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合　17点
3　銀合金を用いた場合　76点

M014　削除

M015　硬質レジンジャケット冠（１歯につき）
1　歯冠用加熱重合硬質レジン　8点
2　歯冠用光重合硬質レジン　196点

M015-2　ＣＡＤ／ＣＡＭ冠（１歯につき）
ＣＡＤ／ＣＡＭ冠用材料　382点

M016　乳歯冠（１歯につき）
1　乳歯金属冠　30点
2　その他の場合
乳歯に対してジャケット冠を装着する場合
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
１歯につき　2点

M017　ポンティック（１歯につき）
1　鋳造ポンティック
⑴　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　大臼歯　489点
ロ　小臼歯　368点
⑵　銀合金又はニッケルクロム合金
大臼歯・小臼歯　39点
2　金属裏装ポンティック
〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。〕
⑴　14カラット金合金　587点
⑵　金銀パラジウム合金（金12%以上）
イ　前歯　199点
ロ　小臼歯　250点

⑶　銀合金又はニッケルクロム合金
　　前歯・小臼歯　26点
3　レジン前装金属ポンティック
⑴　金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合　294点
⑵　銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合　50点

M018　有床義歯
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
1　局部義歯（1床につき）
⑴　1歯から4歯まで　2点
⑵　5歯から8歯まで　3点
⑶　9歯から11歯まで　5点
⑷　12歯から14歯まで　7点
2　総義歯（1顎につき）　10点

M019　熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）　39点

M020　鋳造鉤（1個につき）
1　14カラット金合金
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　865点
ロ　犬歯・小臼歯　704点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　704点
ロ　犬歯・小臼歯　541点
ハ　前歯（切歯）　416点
2　金銀パラジウム合金（金12%以上）
⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　391点
ロ　犬歯・小臼歯　306点
⑵　二腕鉤（レストつき）
イ　大臼歯　268点
ロ　犬歯・小臼歯　233点
ハ　前歯（切歯）　216点
3　鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金　5点

M021　線鉤（1個につき）
1　不銹鋼及び特殊鋼　9点
2　14カラット金合金
⑴　双子鉤　429点
⑵　二腕鉤（レストつき）　332点

M021-2　コンビネーション鉤（1個につき）
1　鋳造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合
⑴　前歯　152点
⑵　犬歯・小臼歯　160点
⑶　大臼歯　178点
2　鋳造鉤に鋳造用ニッケルクロム合金又は鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼

を用いた場合

⑴ 前歯	46点
⑵ 犬歯・小臼歯	46点
⑶ 大臼歯	46点

M023 バー（1個につき）

1 鋳造バー

⑴ 金銀パラジウム合金（金12%以上）	626点
⑵ 鋳造用ニッケルクロム合金、鋳造用コバルトクロム合金	18点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	39点

（参考）

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改　正　後	現　　行
（別紙１）	（別紙１）
材料料	材料料
M002　（略）	M002　（略）
M005　（略）	M005　（略）
M009　（略）	M009　（略）
M010　金属歯冠修復（１個につき）	M010　金属歯冠修復（１個につき）
1　（略）	1　（略）
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　大臼歯	⑴　大臼歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　145 点	a　単純なもの　168 点
b　複雑なもの　268 点	b　複雑なもの　311 点
ロ　５分の４冠　337 点	ロ　５分の４冠　392 点
ハ　全部金属冠　425 点	ハ　全部金属冠　493 点
⑵　小臼歯・前歯	⑵　小臼歯・前歯
イ　インレー	イ　インレー
a　単純なもの　99 点	a　単純なもの　115 点
b　複雑なもの　196 点	b　複雑なもの　228 点
ロ　４分の３冠　242 点	ロ　４分の３冠　281 点
ハ　５分の４冠　242 点	ハ　５分の４冠　281 点
ニ　全部金属冠　304 点	ニ　全部金属冠　353 点
3～4　（略）	3～4　（略）

M011　レジン前装金属冠（１歯につき）	M011　レジン前装金属冠（１歯につき）
1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合　378 点	1　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合　439 点
2～3　（略）	2～3　（略）
M014～M016　（略）	M014～M016　（略）
M017　ポンティック（１歯につき）	M017　ポンティック（１歯につき）
1　鋳造ポンティック	1　鋳造ポンティック
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　大臼歯　489 点	イ　大臼歯　567 点
ロ　小臼歯　368 点	ロ　小臼歯　427 点
⑵　（略）	⑵　（略）
2　金属裏装ポンティック	2　金属裏装ポンティック
〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。〕	〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）により算定する。〕
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	⑵　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
イ　前歯　199 点	イ　前歯　231 点
ロ　小臼歯　250 点	ロ　小臼歯　290 点
⑶　（略）	⑶　（略）
3　レジン前装金属ポンティック	3　レジン前装金属ポンティック
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合　294 点	⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合　341 点
⑵　（略）	⑵　（略）
M018～M019　（略）	M018～M019　（略）
M020　鋳造鉤（１個につき）	M020　鋳造鉤（１個につき）
1　（略）	1　（略）
2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	2　金銀パラジウム合金（金 12%以上）
⑴　双子鉤	⑴　双子鉤
イ　大・小臼歯　391 点	イ　大・小臼歯　454 点
ロ　犬歯・小臼歯　306 点	ロ　犬歯・小臼歯　355 点
⑵　二腕鉤（レストつき）	⑵　二腕鉤（レストつき）

イ　大臼歯	268点
ロ　犬歯・小臼歯	233点
ハ　前歯（切歯）	216点
3　（略）	
M021　（略）	
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
1　鋳造鉤に金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
⑴　前歯	152点
⑵　犬歯・小臼歯	160点
⑶　大臼歯	178点
2　（略）	
M023　バー（１個につき）	
1　鋳造バー	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	626点
⑵　（略）	
2　（略）	

イ　大臼歯	311点
ロ　犬歯・小臼歯	271点
ハ　前歯（切歯）	251点
3　（略）	
M021　（略）	
M021-2　コンビネーション鉤（１個につき）	
1　鋳造鉤に金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
⑴　前歯	169点
⑵　犬歯・小臼歯	179点
⑶　大臼歯	199点
2　（略）	
M023　バー（１個につき）	
1　鋳造バー	
⑴　金銀パラジウム合金（金 12%以上）	727点
⑵　（略）	
2　（略）	